

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、会社C工場（以下「事業場」という。）にて、伝票作成業務や部品の入出庫管理等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年末か平成〇年初め頃から平成〇年〇月頃までの間、業務の都合で月に数日事業場に来る元事業場上司のDから、事務所内で背中に顔をくっつけられたり、椅子越しにお腹の辺りに手を回して抱きつかれたり、頭や口にキスをされたりといった、セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を受けたこと等から、平成〇年夏頃から頭痛や吐き気が起こるようになり、平成〇年〇月にはそれらの症状がひどくなり、仕事に支障を来すようになったという。請求人は、平成〇年〇月にEクリニックに受診し、「気分障害」と診断され、その後、他の複数の医療機関を受診し、「不安障害、重度ストレス反応、うつ病」等の診断を受けた。
- 3 本件は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請

求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、請求人の症状の経過等に照らして、平成○年○月下旬頃に I C D - 1 0 診断ガイドラインにおける「F 4 3 . 2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものであると当審査会としても判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、Dから、事務所内で背中に顔をくっつけられたり、椅子越しにお腹の辺りに手を回して抱きつかれたり、胸を揉まれたり、頭や口にキスをされたりといったセクハラ行為を、平成○年末か平成○年初め頃から平成○年○月頃までの長期間にわたって受け続けたこと等の出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているので、以下検討する。

イ 上記アの主張についてみると、一件記録によれば、同僚を始め各関係者からは、請求人とDは、請求人のマグカップをDが使う姿が目撃されるなど仲の良い関係にあり、その親密な関係の影響については、同僚のアンケートによれば、Dが請求人の意向で他の職員の異動・雇い止めの働きかけを行っていると受け止められるまでであり、また、実際に、Dも同旨を認めている。

この点、両者の間で交わされた無料通信アプリの記録をみると、確かに、請求人はDの宛名を愛称で設定し、交わされる内容や双方の言葉遣いも、一般に職場の上司と部下の間のものとしては、馴れ馴れしく、業務とは関係のない私生活上の内容も含まれており、単に職場上の関係にはとどまらない、両者の親密な人間関係の存在がうかがわれるものである。

ウ また、請求人がDからセクハラを受け始めたとする以前からの両者の関係性をみると、一件記録によれば、出来事の内容について両者間で争いの無いものだけでも、①請求人からDにダイヤの指輪を贈っていること、②請求人からDに解熱鎮痛薬テープを3枚張っただけで背中から臀部にかけて半裸状態の写真を無料通話アプリで送っていること、③請求人が交通事故で保険会社と揉めた際、Dが相談に乗り、文書作成を始めとした支援・協力を行っていること、④請求人からDに外国製ビールを2ケース贈っていること等が認められ、この経緯とその事情について、セクハラ被害の当事者がその加害者に対する行動の理由として当審査会が首肯し得る合理的な説明は認められない。

さらに、Dは、両者間のキスについて、事業場内で複数回に及んでいたことを認めつつも、複数回にわたり請求人からもキスをしてきたと述べ、特に、最初のキスは、請求人からであったとして、当該時期とその経緯について、具体的に申述している。この点、請求人は、警察からも当該事実について聞かれたと述べた上、「ずいぶん前のことで、覚えていません。その日の記憶が曖昧です。」と当該事実関係については記憶がない旨を述べて肯定をしていないところ、一方で、「逆にDは相当酔っぱらっており、憶えているのかなと思います。Dの都合の良いように解釈しているとしか思えません。」とも述べて、当時の記憶がないとした申述と矛盾する内容によりDの申述を否定している。

エ なお、Dの懲戒処分の経緯等について念のためにみると、Dは、請求人が会社にセクハラを訴えて以後、直ちに、請求人との連絡及び接見禁止を命ぜられ、その後、年次有給休暇を消化した上で退職している。この点、当該処分に係る請求人の意向について、Fは、要旨、「平成〇年〇月〇日、Gと共に請求人と面談した際、請求人は、Dを辞めさせたら困る。Dからお金を取れなくなると申立てた。」と述べ、当初、請求人がDの辞職について反対していたとしているところ、請求人は、要旨、「Fは初めから金銭目当てと決めつけ、Dを退職させたら、お金はとれないという暴言を吐かれた。」と述べ、Fの申述内容を否定している。

また、会社側作成資料の「経緯一覧」には、警察への相談結果の内容として、警察から、要旨、「(Dの懲戒処分については、)請求人へのセクハラ行為での処分ではなく、あくまで社内服務規程に沿い、就業中に服務に反する行為をしたことに対する処分とするべき。」との示唆を受けた旨の記述が認められる。

オ 上記イないしエの事情をしんしゃくの上、請求人がセクハラと訴えている両者間の行為を検討すると、もはや、当該行為が請求人の意に反していたとみることは相当とはいえず、したがって、当該行為がセクハラであったとまでは認定し難いものの、請求人の内心とその変遷は断定し得ないことから、仮に当該出来事を「セクシュアルハラスメントを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討したところ、当該行為は両者間の私的に親密な関係に端を発しており、また、会社は請求人の訴えを受けて以降、適切かつ迅速に対応していること等に鑑みると、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。